

議案第 1 0 4 号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成 1 7 年墨田区条例第 4 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「うえ」を「上」に改める。

別表を次のように改める。

別表 緊急対応地区

地区名	区域
緊急対応地区	本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島一丁目から五丁目まで 東向島一丁目から六丁目まで 堤通一丁目及び二丁目 墨田一丁目から五丁目まで 押上一丁目から三丁目まで 京島一丁目から三丁目まで 文花一丁目から三丁目まで 八広一丁目から六丁目まで 立花一丁目から六丁目まで 東墨田一丁目から三丁目まで

付 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付申請があったものに適用し、同日前に交付申請があったものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

区内における木造住宅耐震改修を更に促進するため、緊急対応地区の区域を拡大する必要がある。